

生振第608号
平成29年12月28日

埼玉県種苗審議会長 様

埼玉県知事 上 田 清



主要農作物奨励品種等の廃止について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第2条に基づき、主要農作物奨励品種等の廃止について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

（1） 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 水稻もち「へいせいもち」の奨励品種の廃止について

2 諮問理由

別 紙



(1) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 水稲もち「へいせいもち」の奨励品種の廃止について

① 栽培の現状

本品種は昭和63年に奨励品種に採用し、当初は15,000kg程度の種子を供給していたが、平成6年産を境に種子供給数量は年々減少し、平成28年産種子の供給数量は1,280kg(約3.5ha相当 ※)となっている。

また、平成16年産以降、本品種の種子の生産はすべて他県に委託している状況である。

② 廃止の理由

本品種だけでなく、水稲もち玄米全体の種子供給数量も減少していることから、本品種の生産数量増加の見込みは薄いと推測される。

また、種子の生産を委託している他県から、採種数量の減少を理由に「生産中止」の申し入れもあったことから、自県での種子生産について検討したが、受入可能な生産者が見つからなかった。

そこで、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定・廃止基準5の(3)及び(5)に基づき、奨励品種から廃止する。

なお、「へいせいもち」を奨励品種から廃止しても、他の品種での代替が可能である。

水稲もち玄米の配布数量の推移

